

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の 調査審議事項

国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

令和 2 (2020) 年 1 月に実施された I R R S (I A E A の総合規制評価サービス) のフォローアップミッションの結論(輸送に係る結論を含む) を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。

令和 2 (2020) 年 4 月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 9 の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。

発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

(原子炉安全専門審査会への指示)

核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。

(核燃料安全専門審査会への指示)

地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の
調査審議事項の新旧対照表

新	旧（前回審査会開催時（令和2年6月5日）時点）
<p>国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。</p> <p>令和2（2020）年1月に実施されたIRRS（IAEAの総合規制評価サービス）のフォローアップミッションの結論（輸送に係る結論を含む）を受けた、原子力規制委員会の対応状況について評価や助言を行うこと。</p> <p>令和2（2020）年4月に施行された新たな原子力規制検査制度に係る規制機関及び事業者における実施状況について調査審議を行い、助言を行うこと。</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の29の規定に基づく発電用原子炉設置者が行う発電用原子炉施設の安全性の向上のための評価について事業者から聴取し、その活用方法に関し、助言を行うこと。</p>	<p>「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否」について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。</p> <p>「平成28年1月にレビューを受けたIRRS（IAEAの総合規制評価サービス）において指摘された事項に対する原子力規制委員会の取組状況」の評価や助言を行うこと。</p> <p>「検査制度の見直しによる新たな監視・評価の仕組みの運用に向けて、リスク情報の活用と安全確保の実績の反映を含めた監視・評価及び行政上の措置の具体的な在り方や、監視・評価に係る規制機関の体制整備の在り方（検査官等の人材育成体系、資格認定の仕組み等）」について調査審議を行い、助言を含めその結果の報告を行うこと。</p>

発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。(原子炉安全専門審査会への指示)

核燃料施設事業者の火山モニタリング結果に対する原子力規制委員会の評価について調査審議を行い、助言を行うこと。(核燃料安全専門審査会への指示)

地震・津波等の事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

火山事象に関し、国内外で発生した災害、行政機関等が発表した知見等に係る情報の収集・分析結果をもとに、規制上の対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと。

「原子力規制委員会が行う発電用原子炉設置者の火山モニタリング結果に係る評価及び原子力規制委員会が策定する原子炉の停止等に係る判断の目安」について調査審議を行うこと。